

鹿児島県私立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県私立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、学び直し支援事業交付金を交付する際の必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 学び直し支援金の支給の対象者は、要綱第2条第1号に定める高等学校等（以下同じ。）に在学し、次の各号（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については、第3号を除く。）の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 法第2条の各号に掲げる学校を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者（定期制及び通信制は48月））
- (4) 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）
- (5) 高等学校等を退学（転学に類する退学を含む。）したことのある者
- (6) 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して24月末満である者
- (7) 法第3条第2項第3号に該当しない者

(支給期間)

第3条 学び直し支援金の支給期間は、24月以内とする。

(受給資格認定)

第4条 学び直し支援金の支給を受けようとする生徒は、受給資格認定申請書に保護者等（法第3条第2項第3号に定める保護者等をいう。）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付し、学校設置者を経由して知事に提出し、その認定を受けなければならない。

(収入状況の届出)

第5条 前条の認定を受けた者は、毎年度、知事が別に定める期限までに、課税証明書等を添付した「保護者等の収入に関する事項」に係る届出書を、学校設置者を経由して知事に提出しなければならない。

(休学)

第6条 第4条の認定を受けた者が休学する場合、学校設置者を通じて知事に対して学び直し支援金の支給停止を申し出ることができる。

(支給方法)

第7条 学校設置者は、知事から学び直し支援金を受給権者である生徒に代わって代理受領し、受給権者である生徒の授業料債権への弁済に充てるものとする。

(その他の基準)

第8条 学び直し支援事業に関する基準は、要綱及びこの要領に定めるもののほか、法、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）、省令及び鹿児島県私立高等学校等就学支援事業交付金交付要領で定める基準の例による。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 平成30年6月分以前の月分の支給については、なお従前の例による。